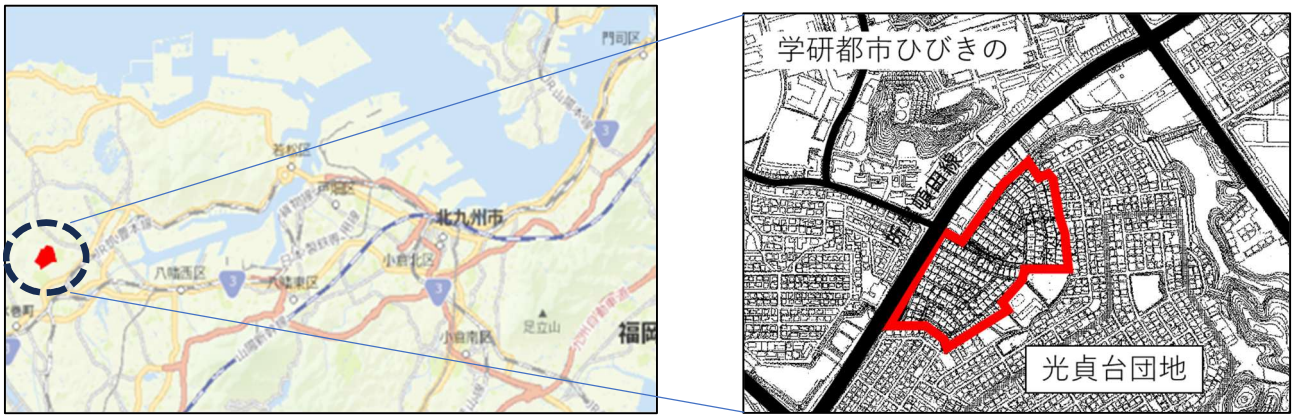
陳　情　審　査

令和８年 10 月 28 日
環境局環境監視課

開発事業に伴う追加土壌調査等の実施を求める陳情について

１　位置図

開発場所：若松区ひびきの南一丁目７番１０１他、開発面積：66,966.06 ㎡



２　土壌汚染の状況

（１）根拠　　土壌汚染対策法
（２）特定有害物質　　ふっ素およびその化合物（土壌溶出量基準超過）
（３）指定区分　　形質変更時要届出区域（掘削など「土地の形質変更」計画を着工 14 日前までに市長へ届出なければならない）

※開発エリア約 67,000㎡のうち、15,854.9㎡が汚染区域

３　土壌汚染対策法に基づく手続き状況

令和４年１月 11 日	指定の申請（法第 14 条第１項） 根拠資料：土壌汚染状況調査報告書（指定調査機関実施）
令和４年３月１日	形質変更時要届出区域に指定(9,414.9㎡)
令和７年９月 16 日	指定の申請（法第 14 条第１項） ※汚染土壌の管理・区域の明確化のため追加指定
令和８年１月 30 日	形質変更時要届出区域に指定(6,440㎡)
令和８年２月 13 日 令和８年３月 12 日	形質変更時要届出区域内の形質変更届出（法第 12 条第１項）

４　土壌汚染および廃棄物に関する行政指導

令和７年 11 月 20 日	立入検査。廃棄物の保管状況を確認し、廃棄物処理法に基づく適正処理を指導。土壌汚染の指定区域の管理状況を確認。
令和８年５月７日	立入検査。土地の形質変更届出書に記載の土木シート施工状況の内容確認。

令和８年８月４日	立入検査。廃棄物の保管状況を確認し、廃棄物処理法に基づく適正処理を指導。
令和８年９月 16 日	保管されている産業廃棄物管理票（マニフェスト）を確認し、適正に処理されていることを確認。
令和８年９月 29 日	立入検査。工事未着手の第２・３工区内の現況を確認。
令和８年 10 月 14 日	立入検査。防音シートが指定区域に接していないことを確認。
令和８年 10 月～	廃棄物の処理状況等に関し、廃棄物処理法に基づく報告徴収を指導（毎月１回）。

５　騒音及び粉じんに関する行政指導

令和８年７月 23 日	行政測定。騒音規制法の基準値超過を確認。
令和８年７月 24 日～	特定建設作業の実施場所や作業時間の調整、防音シートの設置、散水の実施等を指導。→9/17 防音シート設置完了。
令和８年９月 30 日	騒音の規制基準超過に係る注意文書発出。実施した改善対策内容及びその検証結果について、騒音規制法に基づく報告徴収を指導。
令和８年 10 月８日	行政測定。防音対策状況を確認（基準適合）。

６　今後の対応方針

（１）　工事の一時停止及び追加の土壌および地中状況調査の実施・命令について

現時点では、土壌汚染状況調査や産業廃棄物の処理は適切に行われていることを確認している。直ちに「工事の一時停止」や「再調査」の措置を命じることはない。

（２）　行政による実態調査および指導の強化

立入検査により状況を把握し、環境法令の適合状況を継続して監視・指導を行う。

（３）　住民への丁寧かつ透明性のある情報開示

周辺住民の方の不安を払拭するため、「近隣住民向け現地見学会の開催」と「現場事務所での関連資料の公開」を実施予定。

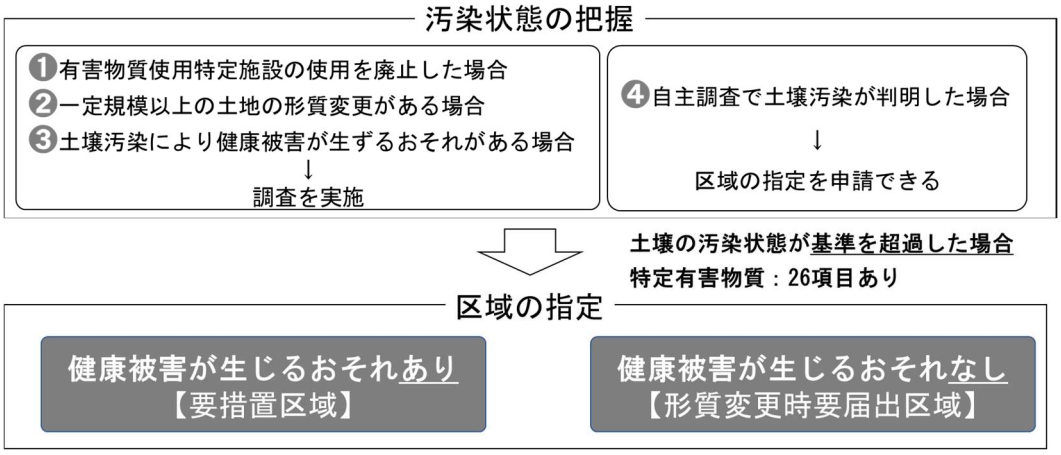
参考１　土壌汚染対策法について

１　土壌汚染対策法の目的

土壌汚染の状況の把握に関する措置及びその汚染による人の健康被害の防止に関する措置を定めること等により、土壌汚染対策の実施を図り、もって国民の健康を保護することを目的とする。

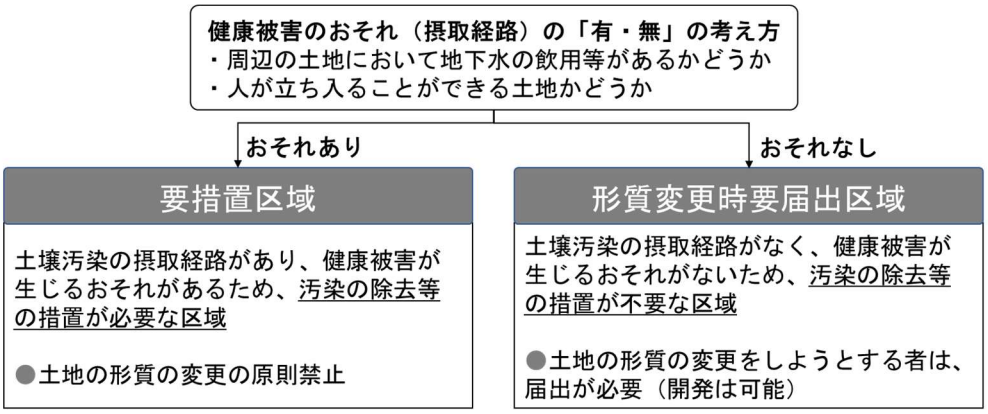
２　土壌汚染の状況の把握

土壌汚染対策法では、以下に示す場合に、土壌の汚染について調査をし、定められた基準を超過した場合は区域の指定を受けることになる。土壌汚染状況調査は、国や都道府県が指定する「指定調査機関」が実施する必要がある。



３　区域の指定

健康被害のおそれの有無により、「要措置区域」または「形質変更時要届出区域」に指定される。



参考２　廃棄物処理法に基づく産業廃棄物の処理に係る規制について

産業廃棄物の運搬または処分を他人に委託する場合、

（１）産業廃棄物収集運搬業または産業廃棄物処分業の許可を有する事業者に委託しなければならない。

（２）産業廃棄物が適正に処理された事を確認するため、その種類や数量、運搬・処分業者名などを記載した産業廃棄物管理票（マニフェスト）を交付するとともに、５年間保存する必要がある。

参考３　騒音規制法における建設作業に係る騒音の規制について

騒音規制法では、著しい騒音を発生させる特定の機械（さく岩機など）を使用する作業を「特定建設作業」として、騒音の大きさ、作業時間、作業日等を規制している。なお、騒音レベルの評価は敷地境界において行う。